令和３年度

第１回 新見市下水道事業審議会

令和３年10月２６日

新見市建設部下水道課

●第１回下水道事業審議会の内容

①審議会の振り返り【まとめ】
②令和２年度下水道事業会計決算概要
③経営分析
④将来の経営シミュレーション
⑤令和３年度の主な事業概要

①審議会の振り返り【まとめ】

★ 新見市下水道事業の概要について

下水道事業では、

①公共下水道事業・・・・・・・・・・【公　共】
②特定環境保全公共下水道事業・・・【特　環】
③農業集落排水事業・・・・・・・・・【農　集】
④小規模集合排水事業・・・・・・・・【小規模】
⑤浄化槽事業・・・・・・・・・・・・【浄化槽】
⑥個別排水処理事業・・・・・・・・・【個　別】

の６事業に分類され、令和元年度末の６事業を合計した水洗化人口は、１９，８９０人、水洗化率は85%となっています。
※令和２年度末の水洗化人口は１９，７１２人、水洗化率は８６%となっています。

★ 新見市下水道事業の課題について

1.一般会計からの繰入状況について

下水道事業への一般会計からの繰入金は、毎年度１２億円前後となっています。また、一般会計からの繰入金のうち基準外繰入金は約４割で、基準外繰入金がなければ支出超過となります。

2.使用料の減収について

施設の更新需要が高まる中、節水意識の高まりと少子高齢化に伴う人口減少の影響で水需要は伸び悩み、下水道使用料の減収は避けられない見込みです。

3.料金体系について

使用料の算定について、公共区域は水道使用量に基づく【従量制】、それ以外の区域では、汚水排除量に関わらず、世帯人数に基づく【人頭制】です。
同じ行政サービスの提供で、算定方法が２種類あり、【人頭制】では使用人数の変更、施設入所等による長期不在など、各種届出が必要になります。

●新見市下水道事業の位置図

1．公共
① 新見

2．特環
② 長屋・唐松
③ 大佐
④ 哲多（萬歳）
⑤ 哲西

3．農集
① 足見
② 草間
③ 千屋
④ 上熊谷
⑤ 布瀬
⑥ 大井野
⑦ 上刑部
⑧ 久保井野
⑨ 井原井戸布寄
⑩ 新南

4．小規模
① 蔵内
② 平田
③ 寺元・上太田
④ 河内東
⑤ 河内西

左記以外の区域
5．浄化槽
6．個別

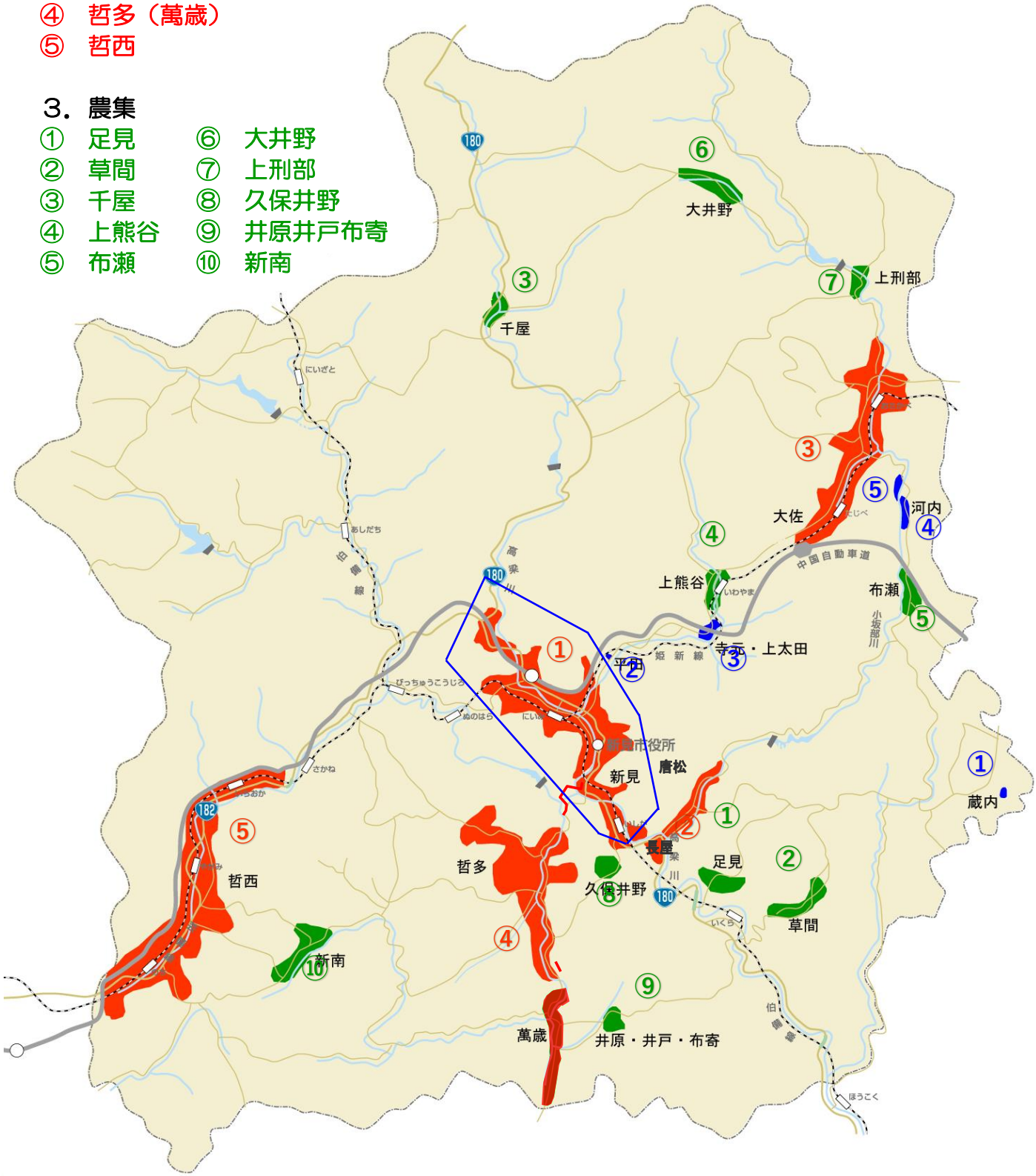

①審議会の振り返り【まとめ】

★ 下水道使用料算定の統一について

【現　状】

☆公共下水道区域・・・・・・水道使用量に基づく【従量制】で算定しています。

☆公共下水道以外の区域・・・世帯人数に基づく【人頭制】で算定しています。

↓

【将　来】

☆すべての区域・・・・・・・水道使用量に基づく【従量制】の算定に統一します。

メリット
- 不公平感の解消
- 算定方法が明快
- 使用者の手続きの簡素化
- 節水意識の向上
- 事務手続きの簡素化

デメリット
- 月々の使用量の多い方は負担増
- 井戸水などの水道水以外の使用者が多いため認定水量で算定する件数が増加

上記について、ご審議頂き、水道使用量に基づく【従量制】の算定に統一することで、ご承認頂きました。

★基本方針

本市の下水道事業は、施設整備（処理場の建設・管路の埋設等）に多額の投資をしており、資本費まで含め使用料で賄うには使用者の負担が大きすぎることから、使用料で賄う経費は収益的経費に分類される営業費用（処理場の運転・維持管理、浄化槽の維持管理、使用料徴収事務など）とすることを基本方針とします。

よって、当該経費以外のものは繰入金で賄うこととなります。

①審議会の振り返り【まとめ】

★使用料体系について

営業費用を下水道使用料で賄うため、使用料体系５パターンで検討しました。

【パターン①】
- 基本使用料は現状維持
- 従量使用料（11～30㎥）を35%増
- 従量使用料（31㎥～　）を40%増

【パターン②】
- 基本使用料を10%増
- 従量使用料を30%増

【パターン③】
- 基本使用料、従量使用料ともに20%増

【パターン④】
- 基本使用料を30%増
- 従量使用料を15%増

【パターン⑤】
- 基本使用料を40%増
- 従量使用料を10%増

（税抜／円）

使用料体系パターン	基本使用料	従量使用料 基本水量～30m3	従量使用料 31m3～
現行使用料	1,200	130	150
パターン①	1,200	175	210
パターン②	1,320	170	195
パターン③	1,440	160	180
パターン④	1,560	150	175
パターン⑤	1,680	145	165

※5円単位で切上げ

上記について、ご審議頂き、
- 基本使用料と従量使用料を一律２０%引き上げるため、負担の公平性が確保できる。
- 値上げの根拠が理解しやすい。
- 基本使用料も従量使用料も、バランス良く上げた方が良い。

などの意見があり、パターン③の基本使用料、従量使用料ともに20%増でご承認頂きました。

①審議会の振り返り【まとめ】

★使用料の改定方法（改定時期）について

令和４年度に

- 使用料算定を【従量制】に統一
- 基本使用料・従量使用料を一律改定

下水道事業の使用料改定時期、使用料算定方法などについて、本審議会において慎重に審議を行い、令和3年3月に新見市長へ答申を行いました。

★ 答申内容について（使用料関係）

【使用料算定方法の改定】

使用料算定方法の改定は、算定方法が明快で公平性が確保でき、使用者の手続きが簡素化できる公共下水道区域の従量制に統一することを基本とする。

【使用料改定率】

使用料の改定率は、令和３年度から令和１２年度までの維持管理費に充当する使用料の不足分を補うため、２０％の引き上げを基本とする。

【使用料体系の改定】

使用料体系の改定は、基本使用料と従量使用料の改定割合の異なる５パターンで審議した。少量使用者などにも配慮し、負担の公平性の観点からバランス良く使用料の徴収が可能な現行の下水道使用料の基本使用料、従量使用料を２０％引き上げる使用料改定を基本とする。

【使用料改定の方法について】

令和４年度に公共下水道区域の従量制に統一し、併せて使用料改定を行うことを基本とする。（次ページ参照）

ただし、改定時期については、新型コロナウイルス感染症などによる経済への影響など、様々な社会情勢を十分考慮し、慎重に検討されたい。

※付帯意見

下水道使用料の見直しは、将来の財政シュミレーションによると使用料収入は人口減少に比例し減収しているため、常に検証を行ったうえで令和１０年度を目安に使用料の見直しを検討事項とされたい。

下水道使用料改定案

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="3">令和３年度（2021年度）</th><th colspan="3">令和４年度（2022年度）</th></tr>
<tr><td></td><td>基本使用料
（基本水量
１０㎥）</td><td>従量使用料
１０㎥を超え
３０㎥まで
１㎥当たり</td><td>従量使用料
３０㎥を超え
るもの
１㎥当たり</td><td>基本使用料
（基本水量
１０㎥）</td><td>従量使用料
１０㎥を超え
３０㎥まで
１㎥当たり</td><td>従量使用料
３０㎥を超
え
るもの
１㎥当たり</td></tr>
<tr><td>一般汚水
（公共下水道）</td><td>1,320円
（1,200円）</td><td>143円
（130円）</td><td>165円
（150円）</td><td>1,584円
（1,440円）</td><td>176円
※（160円）</td><td>198円
（180円）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">基本使用料
（基本水量１０㎥）</td><td>従量使用料 １０㎥を
超えるもの １㎥当た
り</td><td colspan="3" rowspan="10"></td></tr>
<tr><td>公衆浴場
（公共下水道）</td><td colspan="2">770円
（700円）</td><td>66円
（60円）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">基本使用料
１世帯につき</td><td>基本使用料
１人につき</td></tr>
<tr><td>一般家庭
（特環・農集
小規模・浄化槽）</td><td colspan="2">1,650円
（1,500円）</td><td>550円
（500円）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">基本使用料　１事業
所（施設）につき</td><td>従量使用料
１㎥当たり</td></tr>
<tr><td>事業所
（特環・農集
小規模・浄化槽）</td><td colspan="2">3,300円
（3,000円）</td><td rowspan="3">132円
（120円）</td></tr>
<tr><td>公共施設
（特環・農集
小規模・浄化槽）</td><td colspan="2">1,650円
（1,500円）</td></tr>
<tr><td>集会施設
（特環・農集
小規模・浄化槽）</td><td colspan="2">550円
（500円）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">基本使用料</td><td>従量使用料
１㎥当たり</td></tr>
<tr><td rowspan="6">浄化槽</td><td>１１人槽～
１５人槽</td><td>3,740円
（3,400円）</td><td rowspan="6">132円
（120円）
または人数割
（１人につ
き）550円</td></tr>
<tr><td>１６人槽～
２０人槽</td><td>4,400円
（4,000円）</td></tr>
<tr><td>２１人槽～
２５人槽</td><td>4,950円
（4,500円）</td></tr>
<tr><td>２６人槽～
３０人槽</td><td>5,500円
（5,000円）</td></tr>
<tr><td>３１人槽～
４０人槽</td><td>6,050円
（5,500円）</td></tr>
<tr><td>４１人槽～
５０人槽</td><td>6,600円
（6,000円）</td></tr>
</table>

（注）１　消費税10%、（　）は、消費税抜き。
　　２　※5円単位で切り上げ。

②令和２年度下水道事業会計決算概要

★決算額3ヵ年比較（収益的収支）

（税込／千円）

		H30 特別会計	H31 特別会計	R2 企業会計	増減 H30→H31	増減 H31→R2
収益的支出	職員給与費	42,111	39,712	41,765	-2,399	2,053
	動力費	52,773	48,915	48,370	-3,858	-545
	光熱水費	844	803	760	-41	-43
	通信運搬費	5,369	4,972	5,047	-397	75
	修繕費	27,059	31,688	19,329	4,629	-12,359
	材料費	2,684	1,676	1,033	-1,008	-643
	薬品費	8,155	9,808	10,232	1,653	424
	減価償却費	－	－	789,232	－	789,232
	委託料	195,251	172,135	214,568	-23,116	42,433
	その他（消耗品・手数料等）	39,656	36,614	16,245	-3,042	-20,369
	営業費用（減価償却除く）	373,902	346,323	357,349	-27,579	11,026
	営業費用（減価償却含む）	－	－	1,146,581	－	－
	企業債償還金利息	251,056	234,611	218,298	-16,445	-16,313
	営業外費用	251,056	234,611	218,298	-16,445	-16,313
	特別損失	－	－	15,131	0	15,131
	収益的支出合計	624,958	580,934	1,380,010	-44,024	9,844

		H30 特別会計	H31 特別会計	R2 企業会計	増減 H30→H31	増減 H31→R2
収益的収入	使用料収入	331,022	333,941	337,019	2,919	3,078
	繰入金（基準内）	24,962	9,189	8,215	-15,773	-974
	その他（手数料等）	4	4	552	0	548
	営業収益	355,988	343,134	345,786	-12,854	2,652
	繰入金（基準内）	596,665	570,072	478,153	-26,593	-91,919
	繰入金（基準外）	138,891	157,247	45	18,356	-157,202
	長期前受金戻入	－	－	583,156	－	583,156
	その他（負担金・分担金等）	2,660	6,042	7,727	3,382	1,685
	営業外収益	738,216	733,361	1,069,081	-4,855	335,720
	特別利益	0	0	6	0	6
	収益的収入合計	1,094,204	1,076,495	1,414,873	-17,709	338,378

下水道事業会計は、収益的収支と資本的収支から構成されています。下水道事業のうち、収益的事業の支出（サービスの提供に要する職員給与費、動力費、企業債利息等）と収入（使用料、一般会計からの繰入金等）の決算額の内訳を表しました。

下水道使用料で賄いたい、「営業費用」は赤太線で囲んだ部分になります。

②令和２年度下水道事業会計決算概要

★決算額3ヵ年比較（資本的収支）

（税込／千円）

		H30 特別会計	H31 特別会計	R2 企業会計	増減 H30→H31	増減 H31→R2
資本的支出	建設改良費	315,243	212,375	260,841	-102,868	48,466
	企業債償還金	865,640	864,887	845,911	-753	-18,976
	その他（基金積立）	－	－	9,650	0	9,650
	資本的支出合計	1,180,883	1,077,262	1,116,402	-103,621	39,140

		H30 特別会計	H31 特別会計	R2 企業会計	増減 H30→H31	増減 H31→R2
資本的収入	企業債	161,000	81,300	97,200	-79,700	15,900
	繰入金（基準内）	113,662	115,577	117,528	1,915	1,951
	繰入金（基準外）	331,493	363,855	514,916	32,362	151,061
	国庫補助金	112,727	50,540	73,620	-62,187	23,080
	受益者分担金	12,023	15,841	3,828	3,818	-12,013
	その他（基金繰入金等）	5,000	5,000	101,000	0	96,000
	収益的収入合計	735,905	632,113	908,092	-103,792	275,979

下水道事業のうち、資本的事業の支出（将来の営業活動に備えて行う諸施設の建設改良費や企業債元金償還金等）と収入（建設経費に対する国庫補助金、借入金である企業債）の決算額の内訳を表しました。

【主な建設改良費】

- H30公共　新見浄化センター電気設備更新工事　104,060千円
- H30特環　本郷浄化センター接続工事　14,900千円
- H31特環　大佐浄化センター電気設備更新工事　24,000千円
- R2　特環　大佐浄化センター電気設備更新工事　92,900千円
  （現年66,900千円、繰越分26,000千円）

企業債や国庫補助金は建設改良事業に合わせて増減します。

国庫補助金は事業費の約５０％。

企業債は事業費の補助金控除後部分に充当。

③経営分析（公共下水道事業の経営指標）

	指　標	計　算　式	R2	平均値（R1）		基　準	指標の説明
				類似団体（※1）	全　国		
経営の健全性・効率性	①経常収支比率	経常収益／経常費用×100	106.64	109.21	108.07	100以上	下水道使用料や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上で単年度収支が黒字、100%未満で赤字となる。
	②累積欠損金比率	当年度末処理欠損金／（営業収益－受託工事収益）×100	0.00	15.73	3.09	0	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標
	③流動比率	流動資産／流動負債×100	11.39	57.26	69.54	100以上	短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、1年以内に返済する償還金や未払金等に対して現金や未収金等の比率を表す。
	④企業債残高対事業規模比率	（企業債現在高－一般会計負担額）／（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）×100	1,901.06	1,130.42	682.51		営業収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標
	⑤経費回収率	下水道使用料／汚水処理費×100	94.87	74.17	100.34	100以上	汚水処理費に対する下水道使用料の割合を表した指標
	⑥汚水処理原価	汚水処理費／年間総有収水量	150.00	230.95	136.15		有収水量1m3当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標
	⑦施設利用率	晴天時一日平均処理水量／晴天時現在処理能力×100	42.64	49.27	59.64		処理場の処理能力に対する一日平均処理量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標
	⑧水洗化率	現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口×100	78.35	83.16	95.35		処理区域内人口に対する水洗便所設置人口の割合を表す指標

※1　類似団体＝処理区域内人口密度が25人／haかつ供用開始後年数15年以上の事業体

（総括）

①経常収支比率は、単年度の黒字を示す100%を上回っている。これは営業費用の不足分を一般会計から繰り入れているためである。
②累積欠損金比率は、損益計算書が黒字であるため、累積欠損金は発生していない。
③流動比率は、流動資産61,586千円に対して流動負債540,535千円であり、一年以内償還の起債元金が多額であるため、比率が低くなっている。
④企業債残高対事業規模比率は、営業収益に対する起債残高の割合を表しているが、類似団体や全国平均を大きく上回っている。
起債残高が多額であり営業収益で不足する分は一般会計からの繰入金で賄って運営している。
⑤経費回収率は、汚水処理費に対する下水道使用料の割合を表しているが、基準となる100%を下回っている。
⑥汚水処理原価は、年間有収水量（料金算定の基となっている水量）1m3あたりの汚水処理費を表している。類似団体より低いが、全国平均より高くなっている。
⑦施設利用率は、処理場の処理能力に対する一日平均処理量を表しているが、類似団体や全国平均を下回っている。
⑧水洗化率は、処理区域内人口に対する水洗便所設置人口の割合を表しているが、類似団体や全国平均を下回っている。

③経営分析（特定環境保全公共下水道事業の経営指標）

	指　標	計　算　式	R2	平均値（R1） 類似団体（※1）	平均値（R1） 全　国	基　準	指標の説明
経営の健全性・効率性	①経常収支比率	経常収益／経常費用×100	99.54	102.73	102.87	100以上	下水道使用料や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上で単年度収支が黒字、100%未満で赤字となる。
	②累積欠損金比率	当年度未処理欠損金／（営業収益－受託工事収益）×100	0.00	94.97	76.63	0	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標
	③流動比率	流動資産／流動負債×100	4.92	47.72	49.61	100以上	短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、1年以内に返済する償還金や未払金等に対して現金や未収金等の比率を表す。
	④企業債残高対事業規模比率	（企業債現在高－一般会計負担額）／（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）×100	1,388.14	1,206.79	1,218.70		営業収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標
	⑤経費回収率	下水道使用料／汚水処理費×100	96.39	71.84	74.17	100以上	汚水処理費に対する下水道使用料の割合を表した指標
	⑥汚水処理原価	汚水処理費／年間総有収水量	150.00	228.47	218.56		有収水量1m3当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標
	⑦施設利用率	晴天時一日平均処理水量／晴天時現在処理能力×100	61.67	42.47	42.86		処理場の処理能力に対する一日平均処理量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標
	⑧水洗化率	現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口×100	87.33	83.75	84.20		処理区域内人口に対する水洗便所設置人口の割合を表す指標

※1　類似団体＝供用開始後年数15年以上の事業体

（総括）

①経常収支比率は、単年度の黒字を示す100%をわずかに下回っている。
②累積欠損金比率は、損益計算書が黒字であるため、累積欠損金は発生していない。
③流動比率は、流動資産13,810千円に対して流動負債280,903千円であり、一年以内償還の起債元金が多額であるため、比率が低くなっている。
④企業債残高対事業規模比率は、営業収益に対する起債残高の割合を表しているが、類似団体や全国平均を大きく上回っている。起債残高が多額であり営業収益で不足する分は一般会計からの繰入金で賄って運営している。
⑤経費回収率は、汚水処理費に対する下水道使用料の割合を表しているが、基準となる100%を下回っている。
⑥汚水処理原価は、年間有収水量（料金算定の基となっている水量）1m3あたりの汚水処理費を表している。長期前受金収益化分や汚水処理費に算定されない高資本費が多額であるため類似団体や全国平均より低くなっている。
⑦施設利用率は、処理場の処理能力に対する一日平均処理量を表しているが、類似団体や全国平均より高くなっており、処理場を有効に利用できている。
⑧水洗化率は、処理区域内人口に対する水洗便所設置人口の割合を表しているが、類似団体や全国平均を上回っている。

④将来の経営シミュレーション

下水道事業収支の推移【R2～R12年度】

（税込／千円）

	R2（実績）	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
営 業 費 用	357,349	356,253	355,182	354,260	353,111	352,109	351,108	350,244	349,173	348,238	347,325
現行使用料	337,019	329,476	322,124	315,803	307,916	301,049	294,179	288,254	280,906	274,496	268,232
R4改定使用料	337,019	329,476	379,397	371,951	362,662	354,574	346,483	339,504	330,850	323,300	315,922
R5改定使用料	337,019	329,476	322,124	**371,951**	**362,662**	**354,574**	**346,483**	**339,504**	**330,850**	**323,300**	**315,922**
現行差額	-20,330	-26,777	-33,058	-38,457	-45,195	-51,060	-56,929	-61,990	-68,267	-73,742	-79,093
R4改定差額	-20,330	-26,777	24,215	17,691	9,551	2,465	-4,625	-10,740	-18,323	-24,938	-31,403
R5改定差額	-20,330	-26,777	-33,058	**17,691**	**9,551**	**2,465**	**-4,625**	**-10,740**	**-18,323**	**-24,938**	**-31,403**

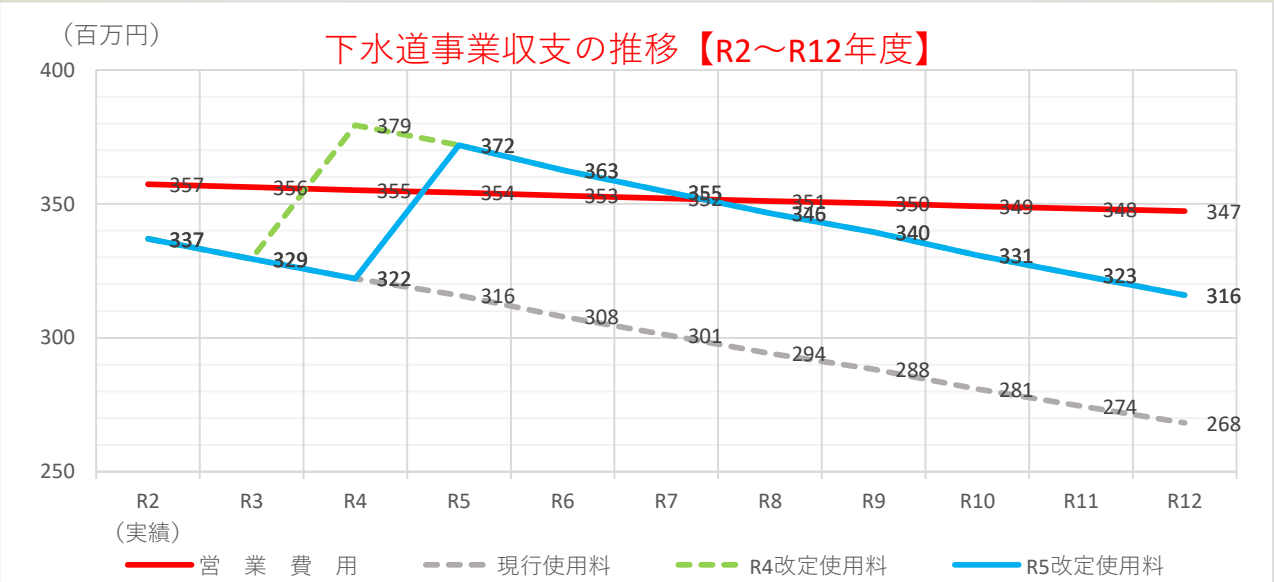

令和２年度から令和１２年度までの国立社会保障・人口問題研究所のデータを基にした人口推移率により、令和２年度の実績に基づいた料金改定のシミュレーションを行いました。令和４年度に使用料を改定した場合、初年度の使用料が営業費用を24,215千円上回ります。

また、令和５年度に使用料を改定した場合は、初年度の使用料が営業費用を17,691千円上回ります。なお、令和７年度までは使用料が営業費用を上回る見込みです。

④将来の経営シミュレーション

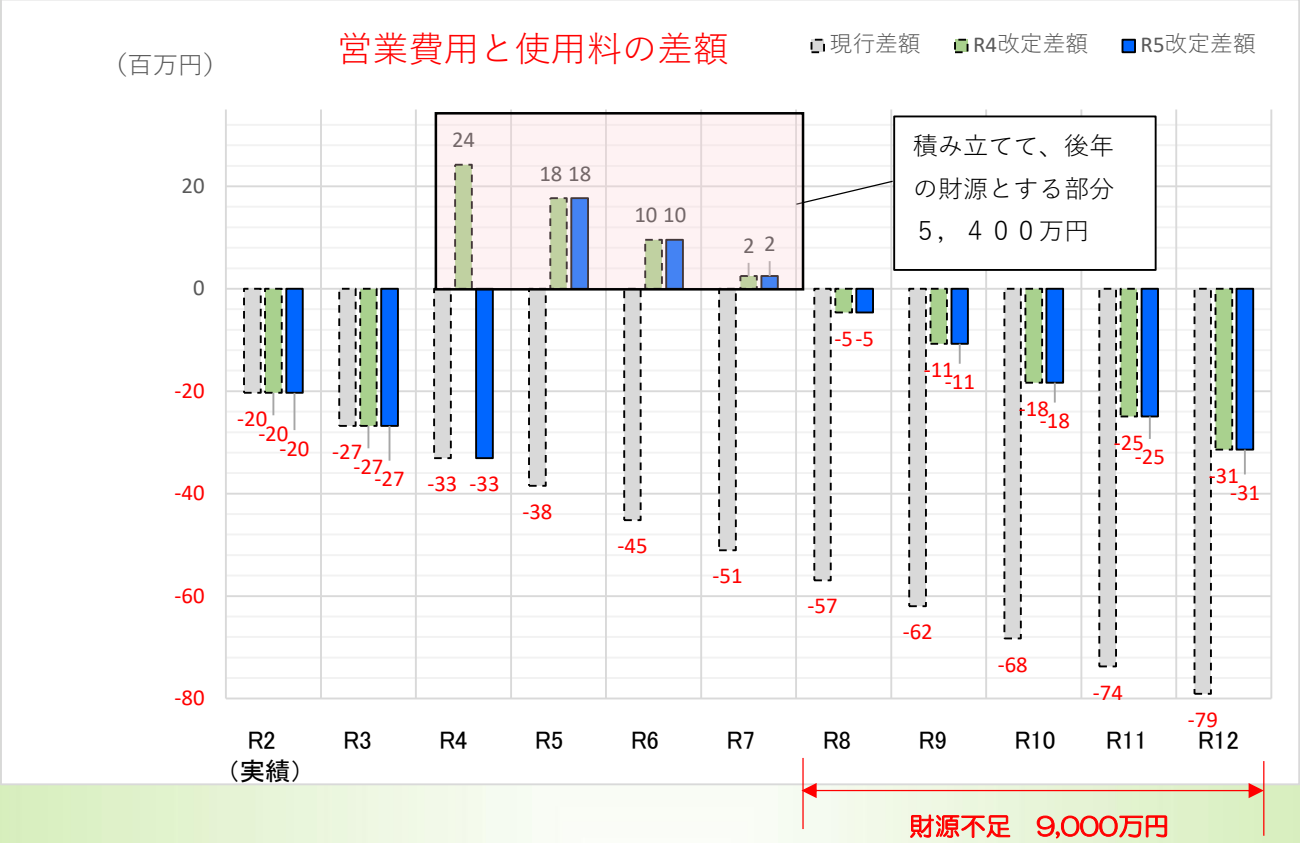

グラフで令和１２年度まで使用料の推移を見ていくと、令和７年度までは、使用料収入が営業費用を上回るため差額分を積み立てて、後年の財源とすることができます。

しかし、令和８年度から令和１２年度までの財源不足は9,000万円と予測され、料金改定時期を延期することにより財源不足は増大し、一般会計の繰入金に頼るしかない状況になります。

令和３年度の経営において、収入については人口減少に伴い水洗化人口も減少傾向にあり、節水意識も定着しており、下水道使用料収益は停滞している状況にあります。

また、支出については、処理場の統合などで管理費用の削減に努めていますが、更新時期を迎える老朽管渠や老朽施設の改修費用の増加が見込まれます。このように経営環境は依然として厳しい状況にあるため、より効率的な財政運営及び有収率の向上を図る必要があります。

本市下水道事業の目的である公共用水域の水質保全と市民の衛生的な生活環境を守るため、下水道への接続率向上の啓発、合併処理浄化槽の普及促進などに取り組み、健全な運営体制の構築に努めていきます。

⑤令和３年度の主な事業概要

【工事関係】 ▭ 一般会計の予算

（千円）

事業名	事業概要	事業費
公共汚水管渠埋設工事	家庭や工場などからの排水を処理場まで送るための下水道管とマンホール工事。	2,706
公共ます設置工事	宅内から排出される全ての排水が合流する最終のますで、新築工事等の際に市が設置する工事。	3,520
浄化槽設置工事	浄化槽（台所や風呂から排水される生活雑排水をし尿と併せて処理する合併処理浄化槽）を市が設置する工事。	24,299
砂防指定地（普通河川） 風木谷川河川改修工事	風木谷川の氾濫防止対策として河川改良を行う。	6,490
普通河川太田谷川河川管理道新設工事	河川の流水を阻害した住家への進入路である橋梁を撤去し、河川の通水を確保する。また橋梁撤去に伴い住家進入路の代替河川管理道を新設する工事。	7,513

【委託関係】 ▭ 一般会計の予算

（千円）

事業名	事業概要	事業費
新見市内水ハザードマップ作成業務（繰越）	対象区域：浸水想定箇所５６６ha（上市横見～長屋）	10,340
浸水シュミレーション作成業務（繰越）	対象区域：４８ha（新見地区）	22,000
浸水シュミレーション作成業務	対象区域：５５ha（高尾地区）	24,200
新見市公共下水道事業　汚水管渠点検調査・診断業務	管路施設の劣化状況を点検調査し修繕改築計画の基礎資料とするための診断。	13,200
新見市公共下水道事業　マンホールポンプ更新詳細設計業務	マンホールポンプの機械電気設備の改築工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行う。	8,580
普通河川太田谷川（JR隧道部）測量・設計業務	太田谷川の隧道出口部分が、狭窄部となっており度々氾濫を起こすため、通水断面を確保し河川断面を広げる工事の測量・設計業務。	10,450
普通河川太田谷川河川管理道測量・設計業務	河川の流水を阻害した住家への進入路である橋梁を撤去し、河川の通水を確保する。また橋梁撤去に伴い住家進入路の代替河川管理道を新設する測量・設計業務。	4,796

新見市内水ハザードマップとは

内水による浸水は、河川の堤防の決壊や河川からあふれた水による浸水よりも発生頻度が高く、市民生活・企業活動にも密接な係わりを持っており、社会経済的な影響も大きい。そこで、緊急かつ効率的に浸水被害を軽減するためには、住民の視点からのわかりやすい情報提供により、住民の自助及び共助を効果的に促進することで被害の最小化を図ることが重要である。そのためのソフト対策として「内水ハザードマップ」を活用し、平常時から住民・行政間の内水による浸水に関する情報を共有し、住民自身の自助・共助意識、防災意識の向上を図ることが必要となります。

用語の説明

○一般会計繰入金
　自治体には、教育、福祉や土木など行政運営の経費を賄う「一般会計」と、公共料金や利用料金など独自の収入がある「企業会計」という二つの会計があり、企業会計の事業運営に歳入が不足する場合、必要な財源を一般会計から繰り入れる資金のこと。

○基準内繰入金
　一般会計が企業会計に対して本来負担すべき経費について、国が示す基本的な考え方に基づく経費のこと。

○基準外繰入金
　企業会計の財源不足を補てんするため、繰入基準以外の繰入金のこと。

○収益的収支（現在のために使うお金）
　経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出。

○資本的収支（将来のために使うお金）
　将来の経営活動に備えて行う施設等の建設改良及び施設の整備のために借りた企業債に関する収入及び支出。

○長期前受金戻入
　過去に交付された補助金等のうち、減価償却が必要な資産に充てたものについて、一旦、（勘定科目の）負債に「長期前受金」として計上・整理し、これにより取得した資産の減価償却に併せて、毎年度、減価償却相当額を収益として計上・処理するもの。

○減価償却
　時間の経過や使用により価値が減少する固定資産を取得した際に、取得するための支払額をその耐用年数に応じて費用計上していく会計処理。

○企業債
　地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起こす地方債（借入金）。

○有収水量
　処理場で処理した水量のうち、使用料収入の対象となる水量のこと。

○未収金
　企業が有している金銭債権（お金を支払ってもらう権利）から貸倒引当金（回収不能見込額）を控除した額。主に使用料収入に係る未収金。

○未払金
　１年以内に支払をしなければならない費用。